

里中学校運動部活動に係る活動方針

薩摩川内市立里中学校

1 策定の趣旨

「薩摩川内市立里中学校の運動部活動に係る活動方針」（以下「活動方針」）は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（H30.3 スポーツ庁）」「薩摩川内市部活動ガイドライン（R2.3 薩摩川内市教委）」に基づき、本校における運動部活動を主な対象とし、全ての生徒にとって望ましい運動・スポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で実施することを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにする。
- 運動部活動は、指導者（顧問・外部コーチ・部活動指導員等）の指導の下、生徒の自主的、自発的な参加により行うものであり、学校は学校教育の一貫として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努める。
- 地域スポーツ団体等との連携を深めながら、運動部活動の運営及び指導に係る体制構築に努める。

2 活動方針

(1) 地域スポーツ団体等と連携した運動部活動

- ① 運動部活動は、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、学校及び地域全体の教育活動として計画的に実施する。
- ② 学校と地域・保護者等が共に子供を育てるという視点に立ち、学校と地域スポーツ団体等が協働・融合した形（パートナーシップ）での地域における持続可能な運動部活動を目指す。
- ③ 活動方針等について学校運営協議会で承認を得ると共に、PTA総会や学校便り等で広く発信し、理解を求める。

(2) 適切な運営のための体制整備

① 運動部活動の指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒の安全確保、指導内容の充実、顧問の業務の適正化を図る等の観点から、円滑に運動部活動の運営ができるよう指導体制の調整を図る。
- イ 年度初めに、校長・教頭・顧問・地域スポーツ団体等指導者（外部コーチ等）代表・保護者代表等による「部活動運営委員会」を開催し、部活動の活動方針等について協議する。

ウ 校長は、各運動部の顧問に年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成させ、状況を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その適切な運用を徹底する。

オ 必要に応じて、近隣の学校間における連携を充実させ、情報等の共有を図る。

(3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

① 適切な部活動指導の実施

ア 校長及び顧問、地域スポーツ団体等指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 顧問・地域スポーツ団体等指導者は、科学的な見地に基づき、計画的に休養日を設定することが必要であること、また、過度の練習は、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

ウ 顧問は、地域スポーツ団体等指導者と連携して、部活動説明会や文書等を通して、活動目標、指導方針、試合等、具体的な活動内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝える。

② 部活動指導者用手引等の活用

顧問は、部活動指導用手引等を活用するなどして適切な指導を行う。

③ 熱中症事故の防止

ア 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、活動の実施について適切に判断する。また、気象庁の高温注意情報及び暑さ指数等の情報に十分留意し、活動内容・時期の変更や中止も含めた柔軟な対応を検討する。

イ 校長は、高温や多湿時において、止むを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況を含む）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

④ 感染症への対応

校長は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～（最新版）」に基づき適切な措置を講じる。また、インフルエンザ等の感染症が発生した場合も同様とする。

(4) 適切な休養日・活動時間等の設定

① 学期中は週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（原則として日曜日と木曜日を休養日とする。土・日のどちらも大会参加等で活動した場合は、前後の週で休養日に振り替える。

② 学校管理下とする部活動時間は、4月～9月を18時まで、10月～3月までを17時30分までとし、平日2時間程度、休業日（土・日・祝日・振替休業日及び長期休業中）は3時間程度とする。ただし、大会及び練習試合等は除く。

また、スクールバスの関係から土曜日・長期休業中の部活動は午前中を原則とする。

③ 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

④ 定期テスト7日前には活動を中止し、学習に専念する。対外試合参加等の理由により練習が必要な場合は、全職員で協議し、校長の承認を得た上で、部員の学習活動に支障をきたさない範囲で行うことができる。（地域スポーツ団体等への参加もこれに準じる）

- ⑤ 学校休校日となる期間は、休養日または休養期間とする。
- (5) スポーツ環境の整備
- ① 生徒及び学校の実態を踏まえた運動部活動の設置
運動部活動の新設及び休・廃部並びに他校との合同チーム編成について、生徒及び学校の実態や地域の状況等を踏まえ、最終的に校長が判断し、決定する。
- ② 地域との連携
校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力等による学校と地域が協働・融合した形で、地域における持続可能なスポーツ環境の整備を推進する。
- ③ 地域スポーツ団体や部活動指導員・外部コーチ等との協働体制の構築
校長は、地域スポーツ団体や部活動指導員・外部コーチ等に対し、本方針を十分に説明し、理解を得ることにより部活動の指導・管理を委嘱する。その際、年間の活動計画並びに毎月の活動計画における学校が定めた部活動時間については学校管理下として取り扱う。
- (6) 学校単位で参加する大会等の見直し
校長は、生徒や顧問の過度な負担とならないことを考慮して、スポーツ団体・保護者等と協議しながら参加する大会等を承認する。
- (7) 事故への対応
- ① 校長及び顧問は、学校管理下の部活動中に事故が発生した場合は、生徒の安全を最優先させるとともに、事故の事実関係を正しく把握し、保護者へ丁寧に状況を伝える。また、事故や負傷の発生時に、当該生徒の救護や応急措置を優先して行うことができるよう、救急体制を整備しておく。学校管理下外となる地域スポーツ団体等の活動中においては、各団体の責任の下に適切に対応する。
- ② 自然災害への対応
学校での活動中は、学校の対応マニュアルに則って対応する。なお、大会においては、大会規定によるものとする。
- ③ 部活動中の生徒の災害（負傷、疾病、傷害等）については、「学校管理下」に該当するため、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度が適用される。しかし、本給付制度以外の保険加入についても、個人または部活動単位で責任保険等に加入することを推奨する。
- ④ 学校管理下外となる地域スポーツ団体等での活動においては、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度が適用されないため、それぞれの地域スポーツ団体等で責任保険等に加入する。
- (8) その他
本活動方針は、保護者・地域に適切な方法をもって周知を図るとともに、国や県、市などの動向を踏まえ、学校の実情等により必要に応じて見直しを図る。

策定：令和元年9月1日

改訂：令和2年4月1日

改訂：令和3年5月18日